



昭和村

議会だより

第 142 号 平成27年 8 月 5 日発行



平成27年 7 月18日 友好交流宣言30周年記念
「草加市・昭和村交流推進宣言調印式」

平成27年第 2 回定例会

6 月 8 日から10日まで開催し、村長提出議案や陳情・要望の審議、議員提出議案の審議をおこないました。

また任期満了に伴う村議会議員の一般選挙後におこなわれた、第3回臨時会において、議会構成も新たに

なりました。今後も期待に応えられる議会を目指して活動してまいります。



目 次

- 期待に応えられる議会を目指して 2
- 村長の考えを質す 3～10
- 議案審議の内容 11～13

発行／昭和村議会

編集／議会だより編集委員会

〒968-0103

福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652

☎0241-57-2198 FAX0241-57-3044

期待に応えられる議会を目指して

7月3日に開催された平成27年第3回臨時会において、議長、副議長をはじめ各常任委員などの選任が行われました。

議長
五十嵐 勝



副議長
菅家 敏章



委員会などの 構成

議会運営委員会

委員長 栗城 敏郎
副委員長 東原 源伯
委員 馬場 政之
委員 馬場 栄三

総務厚生文教常任委員会

委員長 馬場 政之
副委員長 菅家 一博
委員 東原 源伯
委員 渡部 節雄
委員 五十嵐 勝

産業建設常任委員会

委員長 馬場 栄三
副委員長 青木 秀元
委員 栗城 敏郎
委員 栗城 徳雄
委員 菅家 敏章

会津若松地方広域市町村 圏整備組合議員

菅家 一博

会津若松地方土地開発 公社監事

菅家 一博

昭和村監査委員

東原 源伯

この他、各種の審議会や委員会の委員も選任されました。

就任のごあいさつ

議長 五十嵐 勝

村民の皆様には日頃から村議会活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

私こと、去る7月臨時会において、第18回昭和村議会の前期2年間の議長に就任させていただきました。身に余る光栄であり、同時に、職責の重大さを痛感しております。

さて、我が国の経済情勢は依然として不安定であり、本村においても少子化対策、高齢者の福祉対策、環境対策、防災対策など、山積する課題解決に取り組まなければなりません。

村議会は、従来の慣例にとらわれることなく、創意工夫と努力を積み重ね、執行機関との真摯な論議をおこない、議会と執行機関が一体となつて、本村の発展と住民福祉の向上のため全力を尽くしてまいります。

自らも研鑽を深め、村民の皆様の期待に応えられる議会運営を目指す所存ですので、今後とも、ご支援とご協力を心からお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。



村政を問う

一般質問



《五十嵐勝 議員》

Q 災害発生を想定した場合に、JA給油所との協定が必要では
A 今後もある有事故の際には関係団体等と調整を図り対応する

問 本村において電気、ガス、上下水道、あるいは電話とともに重要なライフラインである給油所。災害発生を想定した場合に、緊急車両あるいは緊急作業車、また、高齢者、冬期間であれば暖房等に不可欠であり、これらに優先的に供給するなど、農協給油所との何らかの協定が必要ではないか。

村長 緊急車両、緊急作業車、高齢者等暖房への優先的な供給については、非常に重要であると認識している。平成22年12月の豪雪による大規模停電時や平成23年3月の東日本大震災では、農協給油所と密接な連絡調整を行い、優先的な供給について、配慮をさせていただいた。今後もある有事故の際には関係団体等と調整を図りながら対応していきたい。

Q 改訂後の介護保険料について理解できる内容を周知すべき
A 詳細な内容と介護保険制度のあらましなどを含めたチラシを作成し、全世帯に配付する

問 平成27年度から平成29年度保険料基準月額が5千900円と、前期と比べて1千500円増加している。このことの内容について、村民への周知についてはどのように考えているのか。広報しようわ4月号において周知はされているが、その詳細な内容について、審議委員会等に携わった人たちはわかるかもしれないが、それ以外の人は実態等についてなかなか理解できていない。理解できる

ような内容にして周知すべきではないか。

村長 平成27年第1回議会定例会で可決いただいた後、広報しようわ4月号に掲載し、4月1日に全世帯へ配付しましたが、保険料の改訂理由や納め方など、詳細についてさらなる周知を図るため、普通徴収第1期が始まる7月までには、それらの内容と介護保険制度のあらましなどを含めたチラシを作成し、全世帯へ配付します。

問 地域の人たちに、もっと温かみのあるような説明の仕方、そして理解していただくような姿、そのような体制をとっていただきたい。内容等は、今、申し上げたようなことは十分加味された文章になるのか。

保健福祉課長 保険料の改訂理由、納め方、介護保険の村内で利用できるサービスの中身など、詳しい内容をまとめたものをわかりやすい資料にしまして、全世帯にお配りしたいと考えている。



村政を問う



《馬場政之 議員》

Q 空き家・廃屋対策を問う

A 空き家の再生を図るため、情報の提供や空き家住宅改修援助金制度の周知に努める

問 今シーズンの積雪による家屋の被害調査は実施されたか。

村長 雪による被害の実態を把握するため、一部損壊を含め、倒壊した家屋、附属屋及び被害により解体を行った空き家についての被害状況調査を実施し、空き家22棟、附属屋13棟の家屋被害と解体実施2棟を確認した。

問 村外在住の所有者の住所は明らかになっていると思いますが、住宅の破損や損壊物件の後片付け等の行政指導、連絡等はされているのか。

村長 倒壊した空き家の所有者について、所在確認はできているが、倒壊家屋等の撤去についての具体的な行政指導は行っていません。今後は今般施行された「空き家等対策の

推進に関する特別措置法」を念頭に、所有者との協議を進めてまいりたいと考えています。

問 5月26日、空き家対策特別措置法が施行された。法の運用により、空き家対策にどのように具体的に取り組みたいのか。

村長 空き家対策特別措置法の施行に合わせ、老朽化が進み倒壊のおそれがある空き家については、村が特定空き家と判断し、所有者に撤去や修繕の勧告、命令を行えることとなり、命令に従わない場合や所有者が不明の場合や所有者が不明の場合には、強制的な撤去についても可能となった。定住人口の増加を図る上からも、空き家の再生を図るため、空き家の情報を集め、希望者へ提供したり、空き家住宅改修援

助金制度についてさらなる周知に努めてまいりたい。

Q 地域創生サポート空き家利活用事業の将来構想は

A 当事業を有効に活用し、活発な交流・定住事業に結びつけたい

問 県の地域創生サポート事業により、空き家利活用事業が採択された。空き家の利活用策を検討するため、空き家の実態調査と空き家の所有者への意向確認のためのアンケートが実施される。事業効果が高めるためには、中長期計画も必要である。ぜひ、そういう計画設定の上に、きめ細かな施策を施していただきたい。この将来構想をお聞きする。

村長 空き家の増加を抑えるためには、今の空き家の活用を進めていく必要がある。村内にある空き家の利活用策を検討するために、空き家の実態調査と所有者の意向確認のアンケートを実施し、現在の空き家バンク、空き家改修援助金について見直しを検討するとともに、空き家対策条例制定の検討を行いたい。当事業を有効に活用しながら、より活発な交流・定住事業に結びつけ、本村の活性化につなげてまいりたい。

問 振興計画の中において、議論の対象に取り上げていただきたい。

総務課長 後期計画策定に向けて、大きな話題として取り上げてまいります。

村政を問う

一般質問



菅家敏章 議員

Q 村営住宅結露、水道管の凍結対策。早急に修繕すべきでは

A いずれも通常の管理で解決できる事案である

問 この住宅は平成2年から平成12年に建てられた1号棟から10号棟である。梅雨の時期、冬期間には、窓は結露で壁はカビだらけになり、押し入れには布団を入れられない状態であるそうです。水道管の凍結もたびたび聞こえます。まだ15年から23年程度であるので、今のうちに修繕しないと長持ちもしない

い。そういう中で、この昭和村住宅等の整備基準を定める条例の中には、「入居者にとって安心、かつ、便利で快適なものとなるように整備する」とうたわれていることから、早急に修繕すべきと思うが、村長の考えを伺う。

村長 村営住宅の結露については、構造上、機密性が高い住宅のため、冬期間など、特に

洗濯物の部屋干し等をしたまま日中留守居している場合は、換気不足により湿気が多く滞留し、このような状況下で暖房をすれば、暖房室と非暖房室との間で温度差が生まれ、結露が発生するので、温度差の生じる箇所を少なくし、空気の流動を促すために小まめな換気が必要です。また、水道管の凍結については、凍結が予想されるときや数日間留守にする場合は、不凍水抜きなどの操作をしておくなど、入居者にもって「入居のしおり」でも周知を図り、現場での指導を行っている。いずれも通常の管理で解決できる事案であります。



問 換気扇は1台しかなく、機械、除湿器を一日中回しておくとしてもない電気料がかかる。それで一日も回しておけないと聞いている。二重サッシにするとか、換気扇の台数を増やすとかは考えていないのか。

産業建設課長 換気をするというのは、部屋の窓、部屋内の仕切り、それらを開けて空気の流れを作ることが、結露対策には非常に重要です。二重サッシについては、断熱効果をとるためには有効であるが、結露に関してはさほど影響が出ないと思われず。今のところ二重サッシへの改修は考えていないが、一つの課題であると考えている。

Q 国道四〇〇号舟鼻峠に携帯電波塔の設置は
A 順次、通信事業者または県に要望していく

問 事故などが発生しけが人が出た場合には命にかかわることもある。早急に電話会社に電波塔の設置を要望していただきたいが、村長の考えを伺う。

村長 本村においても日落沢集落や国道四〇〇号博士峠など、携帯電話が通じず、早急な対応を要する地域を抱えており、国道四〇〇号舟鼻峠についても、順次、通信事業者及び県等に要望したいと考えている。

村政を問う



《馬場栄三 議員》

Q 米の放射能対策について
今後の取り組み、対応は

A 今後も放射性物質対策及び
全袋検査を継続する

問 平成23年に東日本大震災に伴う東京電力の原子力事故がありました。事故後から今日まで、昭和村の各地区における土壌の放射能物質の経時的変化は。

な変化は見られない。

問 実験的に塩化カリを散布した水田と、散布しない水田の放射性物質の検査を実施しているが、いつから始められたのか、また、事故後から昨年までの数値的な経過について伺う。

村長 農地土壌中の放射能物質濃度検査については、平成24年度から水田に限らずソバやカスミノウ栽培している畑など、村内各地40箇所のサンプル採取圃場を決め実施していますが、測定数値に大き

村長 塩化カリ無施肥による実証については、福島県営農再開支援事業の効果を検証するため、平成25年産米

収穫後に松山、野尻、下中津川地区内にそれぞれ1箇所ずつ試験圃場を定め、平成26産米の検査を実施したところ、いずれの検体からも放射性物質は検出されていない。

問 セシウム134の半減期が約2年、セシウム137は約30年と言われている。現在、放射性物質抑制対策及び全袋検査をしているが、今後何を目安に実施するのか。また、何を目安に実施を取りやめるのか。

村長 原発事故に起因する放射性物質対策や風評払拭が思うように進まない現状では、米の卸売業者や一般消費者へのPR効果が大きいことから、規模の縮小や終了の判断は難しい。

Q 教育委員会所管の施設は、どのように管理されているか
A 条例や規則に基づき管理している

問 教育委員会の管轄施設は多数あるが、何に基づいて、どのように管理されているのか伺う。

教育長 各施設いずれも、条例や規則に基づき管理している。また、指定管理者として協定書に基づき管理している施設もあります。

問 旧小野川分校、下平運動場について、どのような状態で管理されているか、認識を伺う。

教育長 小野川生涯学習センターは、施設管

理業務仕様書により管理しており、下平運動場は、原則、直営にて管理しているが、いずれの施設も管理マニュアルは作成していません。定期的な施設の巡回や清掃を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

問 小野川分校は、ゴミがいっぱい、下平運動場はトイレも使用できない。2つの施設とも、定期的に管理されている現状ではない。マニュアルがあれば防げた問題であると思われる。

教育長 さまざまな理由によって、本来あるべき清潔な状態でないことがあったとすれば、それは改め克服し、管理マニュアル等についても検討してまいります。

村政を問う

一般質問



《菅家一博 議員》

Q 県道柳津昭和線の道路施設管理は

A 今後も、道路管理者としてきめ細かな対応をしていただくよう要望する

問 県道柳津昭和線には、側溝内に土砂や木、草などが詰まった状態の箇所が多数あり、特に雨の日などは排水があふれ、道路施設としての機能が十分に果たされていない状況の場所がある。道路管理者に対し、維持管理の徹底を要望するなどの対応が必要であると考え、村長の考えを伺う。

村長 本路線の維持管理業務は、宮下土木事務所が所管し、対応をいただいている。村としても地域住民からの要望等を踏まえ、緊急度の高い部分から対応していただくなど、維持管理に努めていただくようお願いしている。今後も引き続き、道路管理者としてきめ細かな対応をしていただくよう要望してまいります。

Q 上昭和地区簡易水道の新たな水源の検討や区域統合などの計画は

A 新たな水源確保に向けた事前調査を実施している

問 上昭和地区簡易水道の水源は、小見沢上流から河川水を取水しているが、維持管理費や安全性を考えた場合、将来的に不安や問題は無いのか。今後、新たな水源を検討する計画や、区域統合などの計画があるか伺う。

村長 現在、上昭和地区簡易水道水源については、小見沢から引き込む表流水と、浄水場に隣接する地に深井戸を設置して、生活用水の確保に努めている。特に、表流水については、気象状況に大きく

変動があり、降雨などで濁りが発生すると、除去するために薬品の注入も多くなり、浄水機器の経年劣化などで修繕費も発生し、維持管理経費は年々高騰している。安全性については、毒物等の混入を確認するため原水で金魚を飼い、早期事故の発見に努めている。このため、本年度当初予算で上昭和地区水量拡張調査経費を計上させていただき、維持管理経費を抑え、安全性の高い湧水の活用を目指し、現在、新たな水源の確保に向けた事前調

査を実施している。

問 今後は舟鼻峠の道路工事も始まり、流れ水から水源を取るようなことは、絶対にやめるべきだ。小野川の見沢地区では余っている。再度、管を引いて持つてくるなりして、一日も早く村民の安全を考えるべきだとも思うが。

村長 湧水利用はいろいろな危険性が伴うことは承知している。安全性の高い湧水の活用を今後調査していきたい。



上昭和地区浄水場

村政を問う



《栗城敏郎 議員》

Q 地域おこし協力隊に期待する効果は

A 来訪者と村民との交流のかけ橋となる存在に成長することを期待している

問 今回の公募内容を見ると、観光交流事業と都市農村交流事業という活動内容で特化した形での公募となっているが、活動概要と期待する効果は。

村長 観光交流事業は、観光交流の窓口でもある道の駅「からむし織の里しょうわ」において、村内の情報発信を主に活動していた

だ。また、都市農村



地域おこし協力隊

交流事業においては、NPO法人芋麻倶楽部において、ワークショップ事業を中心に活動していただく。村としても、隊員のおのが来訪者と村民との交流のかけ橋となる存在に成長することを期待している。

Q 家庭的保育者となる人材育成等の進捗状況は

A 8月末までの期間で保育ママを募集する

問 県内では初めてとなる家庭的保育事業に取り組むこととしている。本年度においては、家庭的保育者となる人材育成等のリーダー養成を図る計画と伺っているが、その後の進捗状況について尋ねる。

村長 現在は、家庭的保育事業実施者に対する報酬単価の設定や募集要項を整備している。これらが決定次第、8月末までの期間で保育ママを募集し、応募のあった中から、1人を先行し、10月から12月の期間に基礎研

修などを受講していただく予定です。来年4月から家庭的保育事業が開始できるよう、計画的に進めてまいります。

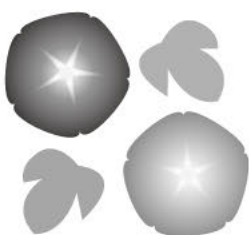
Q 放課後児童クラブ、課題と対応策は

A 振興計画後期計画策定とあわせ検討する

問 保護者の仕事と子育ての両立については、国をあげての喫緊の課題とされており、女性の就労の増加や少子化が進行する中、学童保育は仕事と子育ての両立支援、また、児童の健全育成支援として重要な役割を担っています。本村では、待機児童に対し特別な活動や指導はなく、待機者として預けるのみの

施設となっている。現状の保育所の施設で保護者が望むような保育事業の対応が可能か、また、課題とその対応策について伺う。

村長 指導員や財政面などの理由から、昭和村保育所を開設場所として、平成16年7月から開始している。現在は小学6年生までの児童を対象とし、今年度は4人の児童が登録しているが、開始当初からの課題である人材の確保や財政上の負担などもあり、課題を整理しながら、振興計画後期計画策定とあわせ、検討をする必要があると考えている。



村政を問う

一般質問



《菅家 勝 議員》

Q 空き家等の対策の推進に関する特別措置法をどのように施行されるのか
A 関係機関と十分に連携を図り、適切な対応を図る

問 本村でも年々空き家が増えてきて、さきの冬期間では大雪に見舞われまして、屋根の倒壊など多く見受けられました。本村では、この空き家等の対策の推進に関する特別措置法をどのように捉え施行していかれるのか尋ねる。

村長 不適切な管理により、周囲に迷惑をかけるおそれがある空き家である特定空き家に

対し、指導、勧告、命令等の権限が自治体に与えられたものであり、懸案の空き家対策が強化されたものと考えている。空き家対策には、所有者等に第一義的な管理責任があるものの、住民に最も身近な村による空き家対策の実施も重要であると認識している。関係機関と十分に連携を図り、内容を整理検討し、適切な対応を図る。

問 空き家等対策計画はいつごろできるのか。また、その計画を定める協議会はいつごろ組織されるのか。

村長 本法に基づいた対応の必要性は認識しています。今後、国や県からの情報を得ながら、実施時期も含めて検討してまいりたい。

問 適正に管理されていない空き家について、村独自の条例として施行されるのか。

村長 県地域創生総合支援事業を活用した、昭和村空き家利活用事業を実施し、空き家の実態調査と所有者の意向調査を行い、実態を踏まえた上で、村としての基本方針を定め、利活用の見直しを検討してまいります。

Q 村内の土砂災害危険箇所44箇所の危険度の順位は
A 危険度の順位はない

問 村内では、急傾斜地崩壊危険箇所10箇所、土石流危険箇所29箇所、地すべり危険箇所5箇所、合計44箇所の危険箇所がある。本年度は、その中の一つである下中津川地区の高橋沢の調査が単独事業として実施される。ほかに調査し、対策を講じた場所は。

村長 下中津川地区の高橋沢は、農林事務所管の治山ダムが床固めとして設置されている。また、建設事務所管の土砂災害危険箇所が指定されていることから、それぞれの見地で協議が前進しないため、現況を調査して

県に対応を求めるときの資料を作成している。ほかの危険箇所等指定地区には重複箇所がないため、単独での調査は実施していない。

問 44箇所もの危険箇所があるわけだが、危険度の順位は。

村長 土砂災害危険箇所は、大雨や地震のときなど土砂災害による被害のおそれがある場所、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、の3つに分類され、いずれも危険度の順位はない。

村政を問う



《東原源伯 議員》

Q 観光資源として、神社仏閣巡りコースを構築する考えは
A 交流人口の拡大につながる可能性もあり、方向性を探っていく

問 建造物群として、神社仏閣に恵まれた本村には、古くから建立された貴重な建造物がある。社寺仏閣案内人も養成され、コースまで設定されている観光地もある。古来建立された社寺を、観光資源として神社仏閣巡りコースとして構築する考えを伺う。

教育長 昭和村における文化財の調査及び保

全については、昭和村文化財保護審議会等の協力をいただき進めている。歴史的建造物と観光事業とを結びつけば、交流人口の拡大にもつながる可能性があることから、今後、方向性を探っていく。

問 昭和村に数多く存在した農村芝居小屋は、唯一、小中津川地

区に残されている。公民館主催の生涯学習講座で活用するなど、地元資源の活用が村の活性化につながることを期待できる。農村芝居小屋から近代文化の発祥地に衣がえをする考えを伺う。

教育長 農村芝居や農村歌舞伎等の伝統を受け継ぎ、地域活性化に結びつけている自治体もあります。伝統文化の継承は一朝一夕になるものではないだけに、貴重な取り組みであると認識している。地区民の意向や文化関係団体等の取り組み等を注視してまいりたい。

問 昭和村の盆踊りを県指定文化財に指定登録して、ふるさとから祭り太鼓や盆踊り囃子が聞こえてくるふるさ

とに復活し、村の活性化につながる方策を企画することは、地方創生の本旨に合致すると思われるが考えを伺う。

教育長 福島県文化財保護条例に基づいた対応が必要となり、県にとって重要なものであること、県教育委員会は県文化財審議会に諮問しなければならぬこと等、指定要件が厳しく、現段階での登録は難しいと考えている。民俗行事の継承は、各地区が主体となり、知育づくり応援事業などを活用しながら、自らの考えのもと、取り組んでいただくことが第一であり、その積み重ねがふるさととの良さを誇りを醸成し、ひいては地域の活性化につながるものと考えています。

問 盆踊りですが、俗に役者がいない現状である。太鼓をたたく、笛を吹く、そして盆踊り唄ができる。後継者の養成が緊急の課題である。昔より引き継がれた盆踊りを毎年開催できる村、後世に引き継ぐためにも、早急に養成する必要があると思うが考えを伺う。

教育長 盆踊りを実施している集落では、それぞれの実情に合わせて後継者を育成しています。一方、より多くの方々に太鼓や笛や盆踊り唄について理解を深めていただくことも意義のあることです。教育委員会や公民館事業の一環として、これらに関する研修の場を設定することも検討してみたいと思います。

定例会初日に各分野の執行状況が村長から報告されました。

① 振興計画関係

振興計画等審議会における議論や村民との意見交換会等を踏まえ、年内に計画案を議会にはかる計画です。

② からむし関係

今年度も4名の体験生が入村しました。

③ 医療・福祉関係

昨年度に異常発生したマイマイガ対策として、薬剤を配付し幼虫の駆除を依頼しました。昭和福祉会の特別養護老人ホーム昭和ホーム増床工事の進捗率は、25%と工程どおりに進捗しています。

④ 農業の振興関係

経営所得安定対策に205戸の申請を予定し、5月26日から受付を開始しました。

⑤ 観光関係

本年度から新たに観光交流担当の職員を配置し、村のPR及び交流誘客の拡大に精力的に取り組んでいます。

⑥ 工事関係

矢ノ原駐車場整備工事及びからむし織の里裏山整備工事は、入札を執行し、現場着手に向け準備を進めています。その他の工事等も積算基準の改正を踏まえ、再設計が終了次第に速やかに発注します。国庫補助事業は、補助決定後、工事に着手します。

(株)奥会津昭和村振興公社は赤字決算

定例会では昭和村が出資している第3セクター「株式会社奥会津昭和村振興公社」の第19期経営状況が報告されました。概要をお知らせします。

資産・負債・資本の決算状況 (H26.4.1 ~ H27.3.31)

資産の部	流動資産	84,571,584円	現金・預金、売掛金、製品の在庫など
	固定資産	5,491,515円	工具器具備品、車両運搬具など
	繰延資産	0円	流動、固定いずれにも属さない資産
	資産の部合計	90,063,099円	
負債の部	流動負債	13,056,524円	短期借入金、買掛金など
	固定負債	35,426,080円	昭和村からむし振興基金など
	負債の部合計	48,482,604円	
資本の部	資本金	93,000,000円	株主が会社に拠出した資金
	当期末処分利益	△51,419,505円	次期繰越利益(赤字)
	(うち当期利益)	(△29,780,001円)	3期ぶりの赤字決算に
	資本の部合計	41,580,495円	
負債・資本合計		90,063,099円	

当期の純利益は△2,978万円となりました。売上げの実績は1億4千247万円と、前年度より約25.3%ほど増加しましたが、その主な理由は、からむし原麻等の売り上げによるものであり、営業外収入や賠償金収入の減、仕入原価や人件費の増加などで大幅な赤字となりました。観光3施設(しらかば荘、織姫交流館、苧麻庵)では、いずれも前年度比で売り上げが増加しています。

議案の審議

議案の議決結果

定例会で審議した議案とその議決結果です。

議案名	議決結果	賛成	反対
昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (平成26年分の所得額確定にともない、被保険者の公平性を確保するために税率等を改正。)	可決	9	
昭和村住宅管理条例の一部を改正する条例 (「子供・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅入居について、入居の選考において優先的に選考し、入居することができるよう条文を改正。)	可決	9	
平成27年度昭和村一般会計補正予算(2号) (社会福祉法人昭和福社会職員宿舍建設に係る昭和福社会への補助金や、小野川旧育苗施設屋根修繕経費、小中津川村営住宅除雪路線舗装工事経費などを追加。)	可決	9	
平成27年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算(1号)	可決	9	
平成27年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算(1号)	可決	9	
平成27年度昭和村下水道事業特別会計補正予算(1号)	可決	9	
平成27年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算(1号)	可決	9	
平成27年度昭和村介護保険特別会計補正予算(1号)	可決	9	
昭和村繰越明許費繰越計算書について	-	-	-
会津若松地方土地開発公社経営状況報告について	-	-	-
株式会社奥会津昭和村振興公社経営状況報告について	-	-	-
「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情 (陳情者：福島県教職員組合中央執行委員長、両沼支部長)	採択	9	
中向地区村道新設要望 (要望者：中向区長)	一部採択	9	
社会福祉法人昭和福社会職員宿舍建設に掛かる要望 (要望者：社会福祉法人昭和福社会理事長)	採択	9	
[議員提出] 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書の提出について(※P14で詳しくお伝えします。)	可決	9	

議案の審議

第2回と第3回議会臨時会の議決結果

4月23日と7月3日に臨時会が開かれました。審議した議案とその議決結果です。

議案名	議決結果	賛成	反対
平成26年度昭和村一般会計補正予算（1号） （佐倉地区LED防犯灯整備経費や保健師欠員補充にかかる臨時事務補助員人件費、農道舗装工事経費などを追加。）	可決	9	
専決処分 昭和村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	承認	9	
専決処分 昭和村税条例の一部を改正する条例	承認	9	
専決処分 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	承認	9	
専決処分 平成26年度昭和村一般会計補正予算（9号）	承認	9	
専決処分 平成26年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（5号）	承認	9	
専決処分 平成26年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（4号）	承認	9	
専決処分 平成26年度昭和村下水道事業特別会計補正予算（3号）	承認	9	
専決処分 平成26年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（4号）	承認	9	
専決処分 平成26年度昭和村介護保険特別会計補正予算（5号）	承認	9	
専決処分 平成26年度昭和村合併浄化槽事業特別会計補正予算（2号）	承認	9	
専決処分 平成26年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（1号）	承認	9	
監査委員の選任について	同意	9	
議長の選挙	選挙	—	—
副議長の選挙	選挙	—	—
常任委員の選任	選任	—	—
議会運営委員の選任	選任	—	—
会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙	推薦	—	—
監査委員の選任について	同意	9	

専決処分ってなに？

Q 4月23日の臨時会で、「予算の専決処分の承認を求めること」がりましたが、“専決処分”とは何ですか。

A 議会が議決または決定すべき予算や条例を、「緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」など特定の場合に限り、村長が議会に代わって処理することを言います。専決処分した場合は次の議会で承認を得ることになります。



議会活動を報告します

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書

東日本大震災から4年が経過しました。

現在も多くの子ども

たちが福島県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいます。未だにふるさとに帰還すること

もできず、経済的な支援を今後必要とする子どもが多くいます。

特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでいます。スクールバスで通学していたり、保護者の送迎により通学している子どもも多くいます。

また、福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地で

も、被災した多くの子どもが就学支援が行われていません。

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」は、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等を行う制度として、平成23年度に創設され、平成27年度まで継続され、活用されてきました。

この制度の継続と必要な財政措置を関係機関に求めるため、次の意見書を提出しました。



「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成28年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続すること。

復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 殿

平成27年6月10日 昭和村議会議長

● 第3回定例会のお知らせ ●

第3回定例会は9月11日から15日までの日程で予定されています。

今度の定例会は、平成26年度の決算を認定する議会です。

村のお金は計画的に使われたか。税金は公平に集めることができたか。借金は増えたのか、減ったのか。将来の財政見通しなど詳細に審査します。

また、一般質問は14日の予定です。ぜひ傍聴においでください。

編集後記

平成27年第2回議会定例会及び第2回と第3回臨時会の報告を掲載しました「議会だより」第142号をお届けします。

6月の村議会議員の任期満了に伴い、今月号から編集委員が交代し、新しい5人で担当いたします。

読みやすく、より内容が伝わりやすい紙面作りを心がけ、お届けいたします。

村民の皆さまからの声をお聞かせください。

編集委員

委員 栗城 徳雄	副委員長 渡部 節雄	委員 栗城 敏郎	委員 馬場 栄三
委員 五十嵐 勝			